

公益認定等委員会だより

第27号 平成26年2月3日発行

公益認定等委員会 発行

公益法人の年間活動規模は2兆5千億円を超えています(平成24年度事業報告等の暫定集計結果による)。公益目的の事業活動を多くの方に知っていただくためにも、公益法人informationに掲載している「公益法人の活動紹介」への御応募をお待ちしています。(関連記事2、5ページ)



公益法人の活動紹介

32

※詳しくはp5をご覧ください

目次

- P2... 公益法人等の現況
- P3... 財産管理のポイント
- P4... 公益法人の活動紹介について
内閣府の公益認定申請サポート
- P5... 公益法人の活動紹介
「公益財団法人
笹川スポーツ財団」
- P6... 申請サポートに
関する情報・その他
お知らせ

■公益財団法人 笹川スポーツ財団

国民が生涯を通じて、スポーツから幸福を感じられる社会の実現を目指し、スポーツが社会に果たす役割の理解促進に努めています。

		公益法人数	税額控除法人数	一般法人数(注)
内閣府	社団	724	91	1,060
	財団	1,496	271	846
都道府県	社団	3,112	86	4,891
	財団	3,353	335	2,516
合計		8,685	783	9,313

(注) 公益目的支出計画実施法人 (平成26年1月31日現在)

より詳しい公益法人制度の内容や申請手続についてはホームページをご覧ください

<https://www.koeki-info.go.jp/>



公益法人等の現況 (平成24年度事業報告等の暫定集計)

平成24年度の事業報告等に基づくデータを公表いたしました

本資料は、公益法人及び公益目的支出計画実施中の一般法人から行政庁(内閣府又は都道府県)に提出された平成24年度の活動実績(同年度中に終了した事業年度についての活動実績)を報告する書類(公益法人は事業報告等、一般法人は公益目的支出計画実施報告書等)に基づき仮集計したものです。活動実績の報告は、1事業年度経過後3か月以内に行政庁へ提出することとなっています。

公益法人 5,494法人 (内閣府 1,649(社団516・財団1,133)、都道府県3,845(社団1,836・財団2,009))

財務

	合計	平均値	中央値
寄附金収入(億円)	2,198.4	0.4	0
公益目的事業費(億円)	25,856.9	4.7	0.9
公益目的事業比率(%)	-	84.5	87.9
正味財産額(億円)	82,246.2	15.1	1.7

組織

	合計	平均値	中央値
社員数	約217万	925	276
評議員数	34,252	11	9
理事数(常勤)	5,610	1	1
理事数(非常勤)	70,389	13	10
職員数(常勤)	116,875	21	4

公益法人5,494法人で、年間2兆5,000億円を超える公益活動を実施しています。

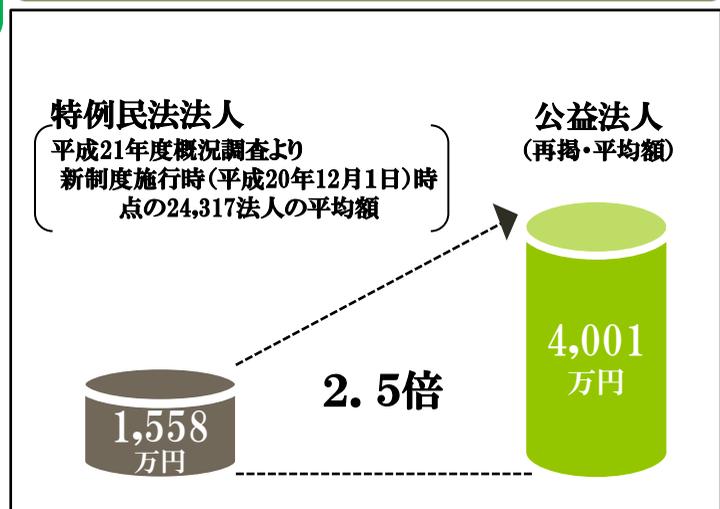
常勤職員として、約12万人が公益活動に携わっています。

特例民法法人から移行した一般法人 3,525法人
(内閣府1,117(社団616・財団501)、都道府県2,408(社団1,569・財団839))

特例民法法人と公益法人の寄附金収入比較

	合計	平均値	中央値
公益目的財産残額(億円)	28,296.9	8.1	0.9
公益目的支出額(億円)	5,442.8	1.5	0.2
公益目的財産額の減少額(億円)	2,119.6	0.6	0.09

※公益目的財産額の減少額＝公益目的支出－収入



公益法人informationでは、都道府県別、社団・財団別内訳や税額控除対象法人のデータ、寄附金収入の金額別分布等も公表しています。

財産管理のポイント

これまでも公益認定等委員会だよりや公益法人informationを通して、法人の財産管理のポイントをお知らせしていますが、今回から何回かシリーズとして、横領事件や不適切な会計処理の事例に即して、発生原因と対策について紹介いたします。

■A社団法人のケース

- 横領財産は、特定資産として管理していた定期預金及び普通預金

法人職員(事務長)により、10年以上の長期にわたり継続的に総額1億円以上を横領された。



- 銀行届出印は金庫で保管され、金庫の鍵は事務局長(理事)において保管されていたものの、職員は合鍵を作製し、事実上自由に金庫にアクセスできた。
- 銀行からの残高証明書は、職員によってその残高を偽造されていた。
- 職員は、事件発覚後失踪し、損失額の回復は図られていない。

対策

■財産管理方法の見直し

通帳、預金証書と銀行届出印は同一場所で保管しない。

預金の解約や引き出しは、通帳や証書と銀行届出印がそろえば可能となる。窃盗や横領を目的として、通帳や証書を得ることができても、銀行届出印がない場合には、お金を引き出すことはできない。通帳・証書等と銀行届出印の保管場所を変え、同時に盗難にあうのを防止する。

■決算及び監査の適正実施

日常の会計処理は、契約書、領収書と会計伝票に基づいて行われるが、資産の紛失や盗難など取引を伴わない事象については把握されない。

このため、会計帳簿と実際の資産の状況にズレが生じている場合がある。そのズレを識別するために、重要な資産である預金通帳や預金証書の現物を確認したり、金融機関から残高証明書を財務担当の理事や監事が直接入手して、帳簿残高が本当に実在しているかどうかを確認する。

発生原因

▲財産管理の方法が不適當であった。

銀行届出印は法人内の金庫に保管されており、当該金庫の鍵は事務局長が保管していたものの、横領をした職員が合鍵を作っていた。定期預金や普通預金の通帳等の証書類と銀行届出印が同じ金庫に保管されていた。以上の状況から、横領した職員は容易に金庫を開け、自由に定期預金の解約や普通預金の引き出しができる状況になっていた。

▲帳簿上の残高と預金の実際の残高の照合作業が不適當であった。

決算手続として、帳簿残高と預金残高の照合を行う必要があるが、預金残高を確かめるため預金通帳、定期預金証書や残高証明書との照合作業が十分に実施されていなかった。また、監事は監査の手続として同様の手続を自ら実施すべきであったが、実施されていなかった。

このように経理担当の職員を横領や不正を起こせる環境におくことは避ける必要があります。財産管理方法や財産のチェック方法を工夫することによって、健全な環境整備をする必要があります。

公益法人の活動紹介について

<https://form.cao.go.jp/koeki/opinion-0004.html>

掲載法人数が60法人を超えました!

<ホームページトップ>

更なる御応募をお待ちしています!!

募集開始から5か月を経た「公益法人の活動紹介」ですが、現在までに34法人から応募があり、公益認定等委員会だより掲載法人の記事と合わせると、現在61法人の活動を紹介しています。

御応募いただいた法人も、文化の普及を目的とした法人や災害支援を行う法人など多種多様で、それぞれが活動を積極的にアピールしています。

掲載法人の記事を一冊にまとめた冊子を山下委員長から報道機関の論説委員の懇談の場で紹介するといった形でも掲載情報を活用しています。皆様の活動を多くの人に知っていただけるよう、今後とも沢山の御応募をお待ちしています!!



ここをクリック!

内閣府の公益認定申請サポート

内閣府では、公益法人への認定申請を検討する一般社団法人・一般財団法人の皆様を対象に、基礎から申請書の内容等まで、法人の皆様の申請に係る検討状況に合わせた、6種類の申請サポートを行っています。

事業活動に対する税制優遇、寄附者に対する非課税措置のある公益法人として活動したい場合は、ぜひ御検討ください。

①基礎的研修会・②電話相談

③民間の専門家を活用した相談会

④窓口相談

方針の検討

方向性の決定

申請書の作成

行政庁へ申請



一般社団法人
一般財団法人

⑤公益法人information (HP)
⑥業態別説明会への講師派遣

各申請検討段階に応じた申請サポートを実施!
詳細は裏面(P6)へ!!

～公益財団法人笹川スポーツ財団～

内閣府認定



■チャレンジデー(北海道愛別町、2012年)

笹川スポーツ財団は、国民が生涯を通じて、それぞれが望むかたちでスポーツを楽しみ、幸福を感じられる社会(スポーツ・フォー・エブリワン)の実現をミッションに掲げ、様々な事業を展開しています。研究調査結果をはじめ、スポーツ振興に有益な国内外の最新スポーツ情報について、公式ホームページやソーシャルメディア、シンポジウム・セミナー、国際会議への出席などを通じて発信し、スポーツが社会に果たす役割の理解促進に努めています。

■活動内容

●研究調査

財団内に設置する「スポーツ政策研究所」は、スポーツ政策、スポーツとまちづくり、子ども・青少年スポーツの振興という3つの重点テーマのもとで研究調査を進めています。とくに「スポーツ活動に関する全国調査」については1992年より隔年で実施し、国民のスポーツライフの実態把握を定期的に行っています。こうした調査や研究により収集・分析された結果は、国や自治体のスポーツ政策立案やスポーツ振興組織の事業立案に活用されています。



■「笹川スポーツ研究助成奨励の会」2013助成金交付式

●研究奨励・人材育成

日本のスポーツ政策論議の活発化と、次世代を担う若手研究者の育成のため、わが国のスポーツ振興に寄与する優れた人文・社会科学領域の研究活動を支援する「笹川スポーツ研究助成」事業を実施しています。また、スポーツを学ぶ大学生に研究・発表・交流の場を提供する「Sport Policy for Japan」を毎年開催しています。わが国のスポーツ政策に関する各種書籍・資料を4,000点以上備えた財団併設のライブラリ「学遊館」は研究活動や情報交換の「場」として、多くのスポーツ関係者に活用されています。



■チャレンジデー(兵庫県豊岡市、2013年)

●自治体との連携

市民スポーツの祭典「チャレンジデー」。これは5月の最終水曜日に世界各地で行われている催しですが、日本国内での開催は当財団が主催しています。このイベントでは、人口規模の近い自治体同士が、15分以上継続して運動・スポーツを実施した住民の「参加率」を競います。日本における「チャレンジデー」開催を通じて、実施自治体と関係性を深め、住民一人ひとりが地域社会の中でスポーツライフを楽しめるようなシステムを提案しています。また、全国の自治体と連携を図りながら、スポーツ基本法に明記される「地方スポーツ推進計画」策定にもつながる提案、情報提供等を行っています。



■ホームページアドレス<http://www.ssf.or.jp/>



公益認定申請サポート・法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。公益認定を予定されている法人、法人運営(事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等)について相談がある法人の皆様は、サポートを御活用ください。予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

■公益認定申請の内閣府相談窓口■

<窓口相談>(要事前申込)

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。
※3月の窓口相談は、2月5日(水)まで募集中です。

<基礎的研修会の開催>(要事前申込)

公益認定申請の検討に着手する法人を対象に、当事務局職員が申請のポイントを解説します(1回1時間半程度)。次回は2月27日(木)に開催します。

(電話)03-5403-9558 又は9548
(FAX)03-5403-0231
(メール) akio.nishimori@cao.go.jp

<電話相談>

専門相談員による電話相談を実施しています。
(☎)03-5403-9669
(時間)平日10時~16時45分

■法人運営・公益認定申請について、弁護士・会計士等に相談したい法人■

<民間の専門家を活用した相談会>

(要事前申込)

内閣府が委嘱する相談員(弁護士、公認会計士等)による相談会を全国で開催しています(1法人につき1時間程度)。次回は、2月19日(水)に東京で、2月24日(月)に広島で開催します(申込み切はそれぞれ2月12日(水)、17日(月))。

※詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

■その他のサポート■

<業態別説明会への講師派遣>(要事前申込)

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

(電話)03-5403-9558 又は9548
(FAX)03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。

※謝金は不要です。

【税額控除に係る証明申請】



原則として実績判定期間を5年間とする必要があります(経過措置の終了)。

税額控除に係る証明に関し、平成25年末までの申請は、経過措置(租税特別措置法施行令附則(平成23年政令第199号)第16条)により、実績判定期間は2年か5年のどちらかを選択することができました。

経過措置の終了に伴い、平成26年1月1日以降の申請は、設立後間もなく活動実績が5年を満たさない法人を除き(※)、実績判定期間は5年間とする必要がありますのでご注意ください。

(※)この場合には、設立の日から直前に終了した事業年度終了日までが実績判定期間となります。



税額控除証明申請に係る手続の詳細は公益法人informationに掲載されている「申請の手引き」をご覧ください。

<問い合わせ先>

(電話)03-5403-9528



移行認定申請中の特例民法法人の皆様へ

公益法人への移行をめざして移行認定申請中の特例民法法人は、行政庁からの認定・不認定の処分を受ける前(審査中)であれば、並行して一般法人への移行認可申請を行うことも可能です。

並行して認可申請を行うことを検討する場合は、申請先行政庁の担当者に御一報ください。

【参考】整備法(※)第116条

(移行期間満了後における認可の申請の特例)

第116条 前条第二項の規定にかかわらず、第四十四条の認定の申請をした特例民法法人は、移行期間の満了の日後において当該申請に対する処分がされていないときに限り、第四十五条の認可の申請をすることができる。

(※)一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)